

締約国に関する情報 S C	セーシェル 一般情報	附属書 B 1 S C
国内官庁の名称	Registration Division, Department of Legal Affairs (Seychelles) (法務部登録課 (セーシェル))	
所在地	1st Floor, Independence House, Victoria, Mahé, Seychelles	
郵便のあて名	P. O. Box 142, Mahé, Seychelles	
電話番号	(248) 22 49 04	
電子メール	regdiv@registry.gov.sc	
インターネット	なし	
ファクシミリ装置	(248) 22 57 64	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から1か月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
セーシエルの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ARIPO事務局, WIPO国際事務局 又は法務部登録課 (セーシェル)	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
セーシェルが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: 法務部登録課 (セーシェル) ARIPO保護: ARIPO事務局	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許 ARIPO: 特許, 実用新案 (実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に追加して求めることができる)	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である: <https://www.wipo.int/en/web/das>

S C	セーシエル (続き)	S C
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するセーシエルの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
セーシエルが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
セーシエルが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知の日から2か月以内に当該要件を満たすように出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的財産機関 (AP) を参照		